

令和3年度事業報告

1. 事業計画の背景

(1) 通関業を取り巻く環境

① 令和3年度の経済動向¹

我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるが、令和3年9月末をもって、全国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は全て解除され、行動制限も段階的に緩和されてきたこと等から、厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられる。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。こうした中、政府は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（以下「経済対策」という。）²を策定し、令和3年度補正予算を編成した。

これを迅速かつ着実に実行することを通じて、足元の経済の下支えを図り、景気下振れリスクに対応するとともに、感染が再拡大した場合にも国民の暮らし、雇用や事業を守り抜き、経済の底割れを防ぐ。また、「新しい資本主義」を起動し、「成長と分配の好循環」を実現して、経済を自律的な成長軌道に乗せる。こうした下で、令和3年度の実質国内総生産（実質GDP）成長率は2.6%程度、名目国内総生産（名目GDP）成長率は1.7%程度となり、GDPは令和3年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれる。また、消費者物価（総合）変化率は▲0.1%程度と見込まれる。

② 経済連携協定（EPA/FTA）等の交渉

自由貿易の拡大、経済連携協定の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

令和元年6月21日に閣議決定された成長戦略においても、「我が国は、自由貿易の

¹ 令和3年12月23日 閣議了解から抜粋

² 令和3年11月19日 閣議決定

旗手として、質の高いEPAの締結、拡大を通じて、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」としている。

令和4年1月1日、地域的な包括的経済連携(RCEP)協定が発効した。当該協定は、世界のGDP、貿易総額及び人口の約3割を占め、また我が国の貿易総額の約5割を占める地域をカバーし、中国及び韓国とは初めての協定である。これにより、我が国が締結した経済連携協定(EPA/FTA)等のうち発効済の協定は20本となり、我が国の貿易総額に対し当該協定相手国との貿易額の占める割合は約8割となった。

(2) 関税関係法令等の改正

財務省関税局は、関税政策や税関行政を取り巻く環境の変化又は内外の諸情勢を踏まえ、次の品目に対する税率改正及び関税制度の見直しを行った。

① 暫定税率等の適用期限の延長等

- イ. 暫定税率(416品目)及び米・麦・乳製品等に係る特別緊急関税制度について、適用期限を令和3年度末まで1年延長。
- ロ. 加糖調製品(6品目)については、国内産糖への支援に充当する調整金の拡大に伴い暫定税率を引下げ。
- ハ. 沖縄に係る特例措置(選択課税制度)について、適用期限を令和3年度末まで1年延長。

② 個別品目の関税率の見直し

- イ. 調達価格上昇に伴う関税負担の軽減等の観点から、ポリ塩化ビニル製使い捨て手袋について、暫定税率を設定し、関税を無税化。
- ロ. 我が国産業の競争力維持等の観点から、2,6-ナフタレンジカルボン酸ジメチル(NDC)³及びメタ-フェニレンジアミン(MPDA)⁴の基本税率を無税化。

③ 特恵関税制度の適用期限の延長

特恵関税制度を通じた途上国への開発支援は引き続き重要であること、途上国への投資等を行う企業の予見可能性を確保する必要があることを踏まえ、特恵関税制度の適用期限を10年延長。

³ NDC は、石油由来の化学物質でデータ記録用テープ素材、医薬品用容器及び給食用食器等に使用されるポリエチレンナフタレート樹脂の原料

⁴ MPDA は、石油由来の化学物質で消防用防火服、自動車エンジン向けギア用基材等に使用されるメタ系アラミド繊維の原料

④ HS品目表の2022年改正への対応

世界税関機構（WCO）において採択されたHS条約のHS品目表の改正に応じて、関税率表を改正。

⑤ その他

イ．災害その他やむを得ない理由により期限までに納付等を行うことができない場合に、現行の地域指定による期限延長に加えて、個別指定による期限延長及び対象者指定による期限延長を可能とするよう改正。

ロ．本邦に入国する旅客等の携帯品等に係る関税等について、納付手段を多様化するため、キャッシュレス納付に係る所要の規定を整備。

ハ．電子帳簿等保存制度について、内国税と同様に改正。

2. 諸会議の報告

(1) 社員総会

① 令和3年5月28日に開催された第27回社員総会において、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

なお、本総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により会場（ホテルグランドアーク半蔵門）とウェブによる開催となった。

第1号議案	令和2年度事業報告に関する件
第2号議案	令和2年度決算に関する件
第3号議案	令和3年度事業計画（案）に関する件
第4号議案	令和3年度予算（案）に関する件
第5号議案	役員選任に関する件

② 令和3年7月15日、代表理事が社員に対して下記議案の提案書を送付し、7月30日までに社員全員から同意書を受領した。これにより、当該議案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなされた。

議案	理事選任に関する件
----	-----------

(2) 理事会

① 令和3年4月22日に開催された第1回理事会において、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会場（ホテルグランドアーク半蔵門）とウェブによる開催となった。

第1号議案	令和2年度事業報告に関する件
第2号議案	令和2年度決算に関する件
第3号議案	社員総会開催に関する件
説明事項	役員選任に関する件

- ② 令和3年5月28日に開催された第2回理事会において、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認、可決された。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会場（ホテルグランドアーク半蔵門）とウェブによる開催となった。

議案	役員を選任に関する件
----	------------

- ③ 令和3年7月1日、代表理事が理事及び幹事に対して下記議案の提案書を送付し、7月15日までに全員から同意書を受領した。これにより、当該議案を可決する旨の決議があったものとみなされた。

議案	臨時社員総会の開催に関する件
説明事項	役員選任に関する件

- ④ 令和3年9月17日に開催された第4回理事会において、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認、可決された。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会場（ホテルグランドアーク半蔵門）とウェブによる開催となった。

議案	「通関業の日」記念日行事に関する件 (会長特別表彰者の選定について)
報告事項	令和3年度事業計画の進捗状況について

- ⑤ 令和4年3月18日に開催された第5回理事会において、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、連合会会議室とウェブによる開催となった。

第1号議案	令和4年度事業計画（案）に関する件
第2号議案	令和4年度収支予算（案）に関する件

(3) 事務局連絡会議

令和3年9月7日、連合会会議室とウェブによる事務局連絡会議が開催され、次の議題について意見交換が行われた。

討議事項	通関士の専門性向上に向けた支援事業について
討議事項	ダイバーシティ推進部会の設置について

(4) 連合会会長・副会長及び全国会長・理事長合同会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、今年度の実施は見送られた。

(5) 通関士部会・事務局合同会議

令和3年11月16日、連合会会議室とウェブによる通関士部会・事務局合同会議が開催され、次の議題について意見交換が行われた。

また、会議終了後、株式会社カーゴニュースの石井麻里様を講師に招き「通関士セミナー」をオンラインで開催した。

説明事項	「スマート税関構想2020」について
討議事項	関税政策・税関手続きに関する意見、要望等について
通関士セミナー	テーマ「通関業者のための社内外文書の書き方 ～新聞記事をヒントに～」(講師：株カーゴニュース 石井麻里様)

(6) ダイバーシティ推進部会

令和4年2月1日、連合会会議室とウェブによるダイバーシティ推進部会が開催され、第一部で部会委員の委嘱並びに部会長の選任及び次の議題について意見交換が行われた。

また、第二部では、株式会社日立物流人材開発部長の大友克彦様を講師に招き「ダイバーシティ推進セミナー」をオンラインで開催した。

【第一部】

討議事項	部会長の選任について
討議事項	部会の活動等について

【第二部】

ダイバーシティ推進セミナー	テーマ「(株)日立物流におけるダイバーシティ&インクルージョンの取り組み」(講師：(株)日立物流人材開発部 大友克彦様)
---------------	--

(7) 財務省関税局幹部と連合会役員との意見交換

① 財務省関税局長との意見交換会

令和3年9月17日、財務省関税局から阪田関税局長、小宮大臣官房審議官をはじめ同局幹部のご出席をいただき、連合会役員との意見交換会をウェブで実施した。

各地区通関業会の会長・理事長から各地区におけるトピックの紹介や業会が実施したアンケート調査の結果等の発表を行った後、関税局幹部との間で活発な意見交

換が行われた。

② 財務省関税局業務課との意見交換会

イ 令和3年4月22日、関税局業務課から奈良井課長以下担当官のご参加をいただき、連合会役員との間で活発な意見交換が行われた。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会場とウェブによるハイブリッドでの開催となった。

業務課からの説明事項	① 税関関係書類における押印等の廃止について ② 災害等における納期限等の延長について ③ カルネ申告の申告官署の弾力化について ④ AEO制度の利用拡大に向けた取組みについて ⑤ 電子帳簿等保存制度の見直しについて ⑥ HS品目表の2022年改正について
------------	---

ロ 令和3年9月17日、関税局業務課から小多課長以下担当官のご参加をいただき、連合会役員との間で活発な意見交換が行われた。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、会場とウェブによるハイブリッドでの開催となった。

業務課からの説明事項	① RCEP協定について ② 税関検査後の輸出航空貨物等の取扱いについて ③ 通関業務の在宅勤務等について
------------	---

3. 事業報告

(1) 調査・研究事業関連

① 輸出入申告官署の自由化後の対応

平成29年10月の輸出入申告官署の自由化の実施及び新通関業法の施行から4年余が経過し、自由化に伴う申告先官署の更しや通関営業所の統廃合といった業務運営の見直し等を実施する会員店社が出てきており、新制度は定着したものと思われる。

他方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言等の発令により、政府からは感染防止の徹底を図るため在宅勤務やリモートワークの実施、拡大が求められた。このような状況の中、通関士等の在宅勤務については、令和2年2月、財務省関税局から通関士等の在宅勤務に関する弾力的運用が発表されることとなり、通関業においても在宅勤務を実施するところが急増した。しかしながら、当該措置

は、コロナ禍を前提とした緊急避難的な措置として実施されたものであるため、コロナ禍が収束した場合には、当該措置に基づく承認は取り消されてしまうという問題があった。このため、弾力的運用を恒久的な措置として制度化して欲しい、さらにはリモートワークについても認めてほしいという要望が強かった。(一社)日本通関業連合会(以下、単に「連合会」という。)では、関税局に対し当該要望を伝えるとともに見直しの検討をお願いしていたところ、昨年7月、弾力的運用の恒久化及びリモートワークに関する通達改正が行われた。

② 第7次 NACCS の更改作業への参画

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「NACCS センター」という。)では、令和7年(2025年)に稼働が予定されている第7次 NACCS の基本仕様の策定が終了し、令和3年度から詳細仕様の検討が始まった。

詳細仕様の検討を行っている更改等専門部会等に通関業会から代表を派遣し、検討に参加している。

③ 外国の通関業会等との連携

イ. 国際会議への参加

2021年度のIFCBA(通関業連合会国際連盟)総会は、2020年度に引き続き新型コロナのパンデミックによりオンラインによる開催となった。今回の総会の中で、岡藤会長から「日本におけるHSへの取組み状況」を紹介してもらい、IFCBA事務局からも高い評価を受けた。

ロ. 国際的な協力等への取組み

2021年4月14日、政策研究大学院大学(GRIPS)が実施するPublic Finance Program(Customs Course)に参加している開発途上国からの留学生(税関職員)⁵に対し、当連合会から講師を派遣して我が国通関業会の取組みについて特別講義を実施した⁶。

また、2018年にWCOが各国・地域の通関業者向けに取りまとめた“WCO Customs Brokers Guidelines”(WCO通関業者ガイドライン)を仮訳したものを各地区通関業会へ配布した。

⁵ アフリカ6ヶ国(ボツワナ、ケニア、マラウイ、モーリシャス、ナミビア、シエラレオネ)、アジア3ヶ国(バングラデシュ、モルジブ、スリランカ)及びアゼルバイジャンの10ヶ国から10名が来日。

⁶ GRIPSの小部春美教授(当時)から詳細な寄稿文をいただき、JCBA会報5月号で紹介。

④ 通関士の専門性向上に向けた支援事業に関する調査

通関業務を取り巻く環境の変化等を踏まえ、通関士に求められる専門性を更に向上させるため、連合会事務局が提案した新規研修案について、事務局連絡会議及び通関士部会・事務局合同会議において意見交換を行った。合わせて、特に優秀な通関士を「マイスター通関士」(仮称)として認定することについて、認定制度の在り方を含め意見交換を行った。

なお、会議等で出された意見等を踏まえ、4年度から新規研修などを実施する予定である。

⑤ 通関業界のダイバーシティ推進に向けた支援

連合会が10年余にわたり進めてきた女性通関士支援事業を発展的に解消し、令和3年度、名称も新たに「ダイバーシティ推進部会」を立ち上げ、令和4年2月1日、初会合を開催した。同会合において部会長の選出が行われ、初代部会長として連合会の渡辺啓子理事が全会一致で選出された。また、今後の部会の活動方針について、活発な意見交換が行われた。

終了後、物流業界として唯一「ダイバーシティ経営企業100選⁷」に選出された(株)日立物流からダイバーシティ推進の担当部長である大友克彦人財開発部長を講師に招き、ウェブによる「ダイバーシティ推進セミナー」を開催した。

⑥ 関税等の納税に関する環境整備等

NACCSセンターが検討してきた新規事業の「NACCS保証⁸」について、連合会がNACCSセンターと協同して事業化することを模索してきたが、資金等の観点から事業化は困難との結論に至った。

関税等の立替払いに関しては、令和3年2月、財務省関税局が日本貿易会に対し協力要請の文書を発出するなどの動きが見られたことから、昨年8月、関税等の立替払いに関する実態を把握するため、会員を対象にアンケート調査を実施した。アンケートの調査結果については各地区通関業会にフィードバックするとともに、財務省関税局へも報告書を提出した。

⁷ ダイバーシティの推進を経営成果に結びつけている企業を経済産業大臣が表彰するもので、女性活躍だけでなく、高齢者、外国人、チャレンジド(障がい者)など多様な人材の活躍によって生産性および業績の向上につなげる取り組みを行っている企業が選定されている。

⁸ 関税等の納期限延長申請を行う場合、通関業者が輸入者に代わって自己の担保を提供し行う際「NACCSセンターを保証人とする保証」を担保とすること。

⑦ インボイス制度導入に向けた通関業者のDX化支援

消費税の仕入れ税額控除の方式として「適格請求書保存方式」（所謂「インボイス制度」）が、令和5年(2023年)10月からスタートするが、インボイス制度の導入に合わせて、統一的な電子インボイスの導入を確保するため、当該電子インボイスの標準仕様の策定等を目的として、令和2年7月に「電子インボイス推進協議会（EIPA⁹）」が設置された。

通関業界には関税等の立替払いという業界特有の商習慣があり、インボイス制度への対応において、問題がないかどうか検討が必要なこと、また、電子インボイスの仕様決定に関しては、策定段階から意見等を出していくことが重要なことから、令和3年3月、連合会はEIPAへ特別会員として入会した。以降、EIPAの標準仕様検討会に参加し情報収集に努めるとともに、関税等の立替払いについても説明を行った。

上記EIPAに係る活動と並行して、関税等の立替払いに関する請求書の発行状況に関する実態調査を行い、その結果をもって財務省主税局に対しインボイス制度への対応上の問題点等について相談した。その結果、大きな問題はないことが判明した。

(2) 輸出入通関情報提供事業関連

通関情報提供システム（CCIS）は、期間中、特段のトラブルもなく利用者（荷主）に対し輸出入許可情報を円滑に提供できた。

コロナ禍の影響により、情報提供サービスの収入減や利用契約者の縮小が懸念されたが、大きな変動はなく、むしろ利用者数は拡大した。

(3) NACCSセンターとの共同事業の推進

NACCSの「貿易関連書類電子保管業務」サービスにおける連合会とNACCSセンターとの協働事業に係る利用者は、令和3年度末現在、2年度の4社から5社増えて9社となった。

(4) 研修事業関連

① 通関士試験・通信添削研修

令和3年度の「通関士試験・通信添削研修」の受講者は、前年度比3名増の277名となったが、10月3日に実施された第55回通関士試験の合格者は、前年度より3名少ない24人だった。

⁹ 国内で活動する事業者が共通的に利用できる電子インボイス・システムの構築を目指し、電子インボイスの標準仕様を策定・実証し、普及促進させることを目的に、2020年7月29日に設立された団体。英語名称：E-Invoice Promotion Association

当初、全国4会場（東京、名古屋、大阪、博多）で開催予定にしていたスクーリング、中間チェック講座等については、コロナ禍により中止とし、講義を録画のうえオンラインで受講してもらった。

② 通関士専門研修

前年度、新型コロナの感染拡大により中止となった「通関士専門研修」について令和3年度は、Zoomを利用したライブ配信によるオンライン研修に切り替えて実施した。同研修に全国から791名という多くの通関士等が受講した。

③ イーラーニング研修

最近、イーラーニング研修の受講者が漸減傾向にあること、またイーラーニング教材が経年により陳腐化し、経費面から更新することも困難なことから、当該研修については、3年度をもって終了とした。

(5) 図書の編纂、発行事業関連

通関士及び通関業務従業者向けの研修教材及び執務参考図書については、法改正や新規協定の発効等を踏まえた見直しを行い、所要の改訂を行った。

(6) 広報・啓蒙事業関連

① 「通関業の日」記念日式典

令和3年10月8日、東京都中央区の日本橋三井ホールにおいて、新型コロナの感染防止対策を講じつつ、令和3年度の「通関業の日」記念日行事を挙行了した。

長年に亘り連合会の業務運営に貢献のあった者及び通関業の国際化、認知度向上に顕著な功績が認められた者に対し「感謝状」及び「会長特別表彰」が授与されるとともに、元内閣危機管理監の米村敏朗氏を講師にお招きして「記念日講演会」を開催した。講演会には財務省関税局幹部をはじめ約200名を超える関係者が参加した。

② マスコミへの積極的な広報、会報の充実

通関業及び通関士等の社会的な認知度の向上に向けて、新聞、専門誌等のマスメディアに対する積極的な情報提供に努めた。

また、2009年に開設した連合会のホームページについては、コンテンツやレイアウトなどが古く、閲覧が困難といった意見が多いことから、セキュリティ対策を強化したうえでホームページの刷新を行うこととした。新しいホームページについては、令和4年4月の運用開始を予定している。

③ 密輸撲滅キャンペーンの実施

新型コロナの感染拡大により、税関とも協議を行い、春季（4月、5月）及び秋季（9月～12月）ともに中止となった。

④ 不正輸出入に係る情報の提供

連合会と財務省関税局との間で締結した「密輸防止に関する覚書（MOU）」の趣旨を踏まえ、通関士部会等の各種会議の機会を利用して密輸関連情報の税関への積極的な提供を呼び掛けた。